
スケジュール及び審査について

スケジュール・審査に関して（2月18日資料より）

スケジュール・審査に関して

- ・ 事業プロデューサー及びプロジェクトのスライドで説明させていただいているとおり、本事業においては、事業プロデューサーの資質要件、各プロジェクトのコア技術及び当該技術にかかる外部環境の分析を通じて、成功モデルを創出できるかどうかを重要な視点としています。
- ・ このため、採択にあたっては、特に時間をかけてプロデューサー資質要件及び各プロジェクトのコア技術等にかかる調査・分析を行う予定です。
- ・ 各地域においては、申請書類の中で、提案していただく各プロジェクトのコア技術、知財分析、市場分析、競合・代替技術分析、想定する事業ストラクチャー、開発ロードマップ等を記載していただく形になりますので、ご検討のほどよろしくお願いたします。
- ・ 特に初年度の採択に関しては、各地域において時間・費用も限られることから、コア技術（競争力の源泉）が重要となります。特に、コア技術の理解、及び関連する競合・代替技術等との優位性については、審査において重要な視点となるため、事業化及び市場ニーズという観点からの優位性にかかる説明の準備をお願いいたします。
- ・ 詳細調査（7月初旬）では、関係者へのインタビュー等もさせていただく可能性がありますので、ご留意のほど、よろしくお願いたします。

Ⅲ. 申請主体等(P7)

申請主体

本事業への公募申請は、以下の連名により行うこととする。

- ① 国公立大学、高等専門学校、共同利用機関、独立行政法人、国立研究開発法人等の研究を目的・業務とする機関(以下、「大学等」という。)
 - ② 都道府県又は政令指定都市(以下、「自治体」という。)
- ✓ 複数の大学等や自治体で連携する場合は、「申請者」(様式2-1-1:文部科学省と補助金の契約を交わす対象)と「参画機関」(様式2-1-2)にそれぞれ記入してください。

補助対象機関

- ・ 大学等の研究機関及び自治体が指定する機関(自治体が設立・運営に深く関与する産業振興財団、科学技術振興財団等)(以下、「産業支援機関等」という。)とする。

参画機関

- ・ 補助対象機関以外で本事業に参画する自治体・機関がある場合は、参画機関(様式2-1-2)に記載してください。

V. 及びVI. 採択予定件数、実施規模、及び支援期間(P12、P15)

採択予定件数

4地域程度

※申請状況、応募内容等を勘案の上、予定件数に限らない場合がある。

支援規模(最大)

1地域あたり約1.4億円/年を上限とする。

支援期間

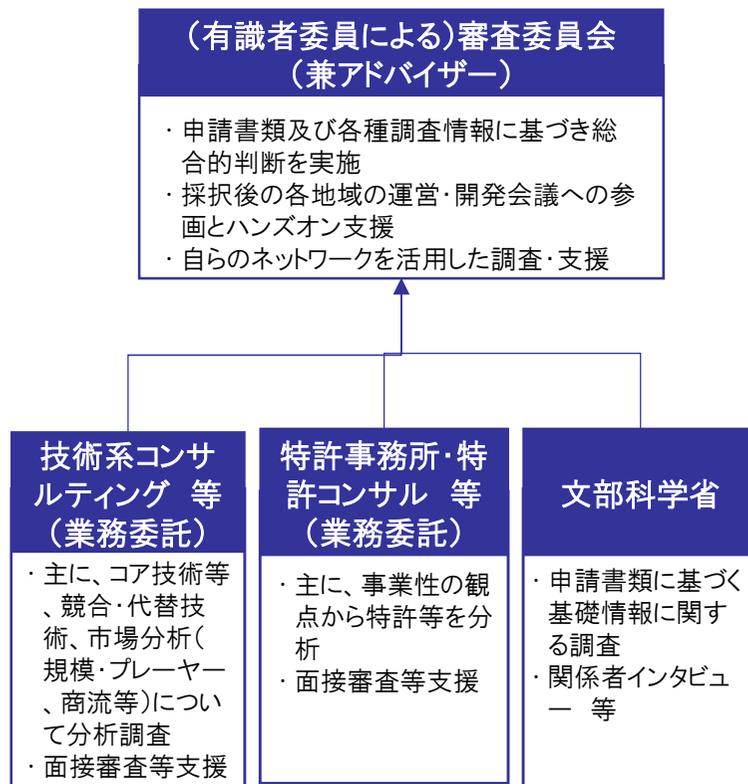
- ・ 支援期間は原則5年間。
- ・ ただし、毎年度進捗等のフォローアップを行い、その結果を支援額等に反映する予定。

- ✓ 本事業では、中間評価は実施しない。
- ✓ 一方、文部科学省では、採択地域に対して継続的なハンズオン支援を行うため、有識者からなる「アドバイザーチーム」を設置する。文部科学省及びアドバイザーチームが各採択地域において定例で行われる事業プロデュースチームの運営・開発会議へ継続的にオブザーバー参加(例:2回に1回を想定)することなどを通じて、常時進捗等を把握し、事業実施にかかる支援を行うとともに、その進捗及びマイルストンの達成に向けた地域の活動を、毎年総合的に評価・勘案し、事業中止も含め、支援額等に反映する。
- ✓ なお、5年目に終了評価を実施する。

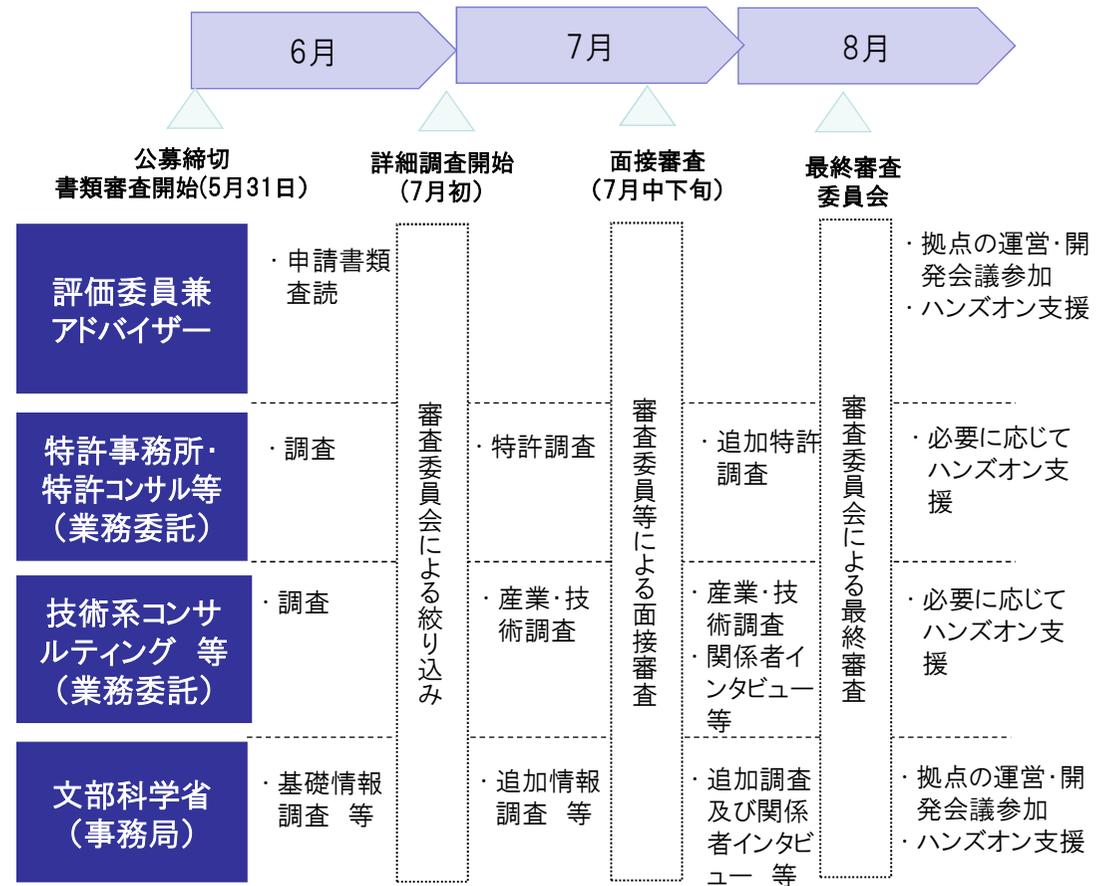
審査体制

- 審査については、外部の調査機関等も活用し、申請内容にかかる情報収集を行い、各調査内容等も踏まえて、有識者による審査会による審査を行います。

審査にかかる各機関の役割



審査スケジュールと各機関の業務



Ⅶ. 審査方法・審査基準(P15)

審査方法

- ・ 採択地域については、有識者により構成される審査会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、詳細調査等を行ったうえで、事業プロデューサー及び中心研究者(及び関係者)に対する面接審査(及びヒアリング)を実施(7月頃予定)し選定する。(8月末頃)。
- ・ なお、採択候補地域に対しては、採択地域を選定するにあたり、有識者会議等の意見等も踏まえ、必要に応じて提案内容の修正を行う。

審査基準

- (1) 各事業化プロジェクトの社会的インパクト及び実現可能性
 - (2) 基盤構築プロジェクトの必要性・妥当性
 - (3) 事業プロデューサーの目標達成にかかる資質・能力
- ✓ 本事業では、本事業の趣旨から、資質、要件を満たす事業プロデューサーを提案できない一方で、有力なコア技術等を提案した地域を採択することがあり得るため、(3)については、(1)(及び(2))に対して審査を、原則、独立して行う。
 - ✓ 特に、平成28年度については、申請までの期間が限られていることなどを考慮し、(1)のうち①コア技術等以外の申請内容について、本事業の趣旨から最適な内容となっていない場合は、必要に応じて事業開始後(初年度)に詳細に検討、構築できるかを考慮して総合的に審査する。

審査基準(P16)

(1) 各事業化プロジェクトの社会的インパクト及び実現可能性

各プロジェクトの提案内容を以下の各項目を中心に総合的に勘案し、そのインパクトと実現可能性を判断する。

① コア技術等の競争優位性

事業化を図る上で真に競争力の源泉となりうるか等を審査する。コア技術等は、今後の事業プロデュースチームのチームアップ、開発リスクをとることの妥当性等、事業の実現可能性を検証するうえでも、極めて重要な要素となるため、審査において最も重視する。

② 知的財産等の競争優位性

①で掲げたコア技術等に関する特許等について、事業保護および侵害調査を実施し、今後、競争優位性のある知的財産戦略が構築できるかを評価する。

③ 産業構造等に基づくプロジェクトのインパクト・実現可能性

プロジェクトが出口目標を達成した場合の事業のインパクト、事業の実現可能性等について以下の各項目に基づいて総合的に判断する。

- 産業構造・市場分析(市場規模、プレイヤー、バリューチェーン・商流等)
- プロジェクト出口後の事業ストラクチャー
- 開発・事業化計画、ロードマップ(含資金計画等)と出口目標
- 出口目標に向けた課題及びリスク 等

審査基準(P17)

(2) 基盤構築プロジェクトの必要性・妥当性

- イノベーション・エコシステム形成の観点から、必要性・妥当性について総合的に判断する。

(3) 事業プロデューサーの目標達成にかかる資質・能力

- 事業プロデューサーに求められる資質、能力に基づき、各事業化プロジェクト等を出口目標に向かって遂行する能力があるかを総合的に審査する。

IX. 申請方法(P17)

申請方法

- ・ 下記①～④の提出書類を一つの封筒に入れ、宛先面に「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募申請書類在中」と朱書きのうえ、提出期限までに文部科学省へ郵送又は持参すること。併せて、提出書類の電子媒体をメール等にて提出すること。

(提出書類と提出部数)

- ① 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募申請書(様式1および別添(パワーポイント))……2部(正本1部+写し1部)
- ② ①の補足資料(エクセル)(様式2-1～様式2-10)……1部
- ③ その他任意の補足資料(知財分析報告書、契約書等)……1部
- ④ ①～③のデータ(ワード、パワーポイント、エクセル、PDF等それぞれの様式に準じた形式)を格納したCD-R……1部

(募集締切)

2016年5月31日(火)18時

補助内容・地域負担

補助対象経費(P12)

事業	経費(費目)	対応説明	補足
(1)事業化プロジェクト	事業実施費	①-b-(i)	
	設備備品費	②	
	人件費	③-a	
(2)基盤構築プロジェクト	事業実施費	①-b-(ii)	次世代プロジェクトの経費を含む
	人件費	③-b	必要最低限とすること
(3)事業プロデュース活動	事業実施費 (調査等委託費及び特許関係経費)	①-a	特許等の取得経費と合わせて事業全体で毎年最低2割程度の確保
	事業実施費 (その他上記以外)	①-b-(iii)	
	人件費	③-c	必要最低限とすること

①事業実施費(P12)

① 事業実施費

a. 調査等委託費

知的財産分析、市場分析、競合技術・代替技術分析、マーケティング等を行うための事業実施費(外部機関への調査委託を含む)

- ✓ 事業化に向けて極めて重要な経費と認識し、原則として、特許等の取得経費(雑役務費)と合わせ、毎年補助金全体の最低2割程度は、知的財産戦略及び事業構想に係る外部機関へ依頼する調査等委託費として、活用を検討すること。(ただし、調査等委託費は総事業費の2分の1を超えないこと。)
- ✓ 知的財産分析を行う場合は、単なる出願業務だけではなく、競争優位性のある知的財産戦略を構築することを前提に、弁理士事務所を選定し、当該経費を活用すること。その際、知的財産戦略の構築を総合的に支援できる弁理士事務所等との連携を進めること。(質の確保の観点から、事業開始後に、国・アドバイザー一等のネットワーク等を活用して、事務所等を決定していくことも可能。)

(補足)

- ✓ 採択後の知的財産に関するアウトソースの活用は、単なる出願業務にとどまらず、特許戦略の策定補助、特許保護・侵害調査など、知的財産戦略の構築を総合的に支援する弁理士事務所等との連携を進めていただきます。そのため、質の確保の観点から、事業開始後に国・アドバイザー等のネットワークを活用して、弁理士事務所等を決定いただいても構いません。

①事業実施費(P12)

① 事業実施費

b. 調査等委託費以外

- i. 事業化プロジェクトにおいて、旅費、消耗品など事業化を目指す研究者の活動経費であって、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次フェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するためのコア技術等の磨き上げ等に要する諸経費
- ii. 基盤構築プロジェクトにおいて、旅費など当該プロジェクトの諸活動に必要な経費
- iii. 事業プロデュースチームの活動経費であって、旅費など事業実施に必要な経費

- ✓ 事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められない。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストーンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定する。
- ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、「地方創生推進交付金(新型交付金)」や、他の支援施策等の積極的な活用を検討すること。活用する場合は、その旨をエクセル(様式2-10)にも記載すること。

②設備備品費(P13)

② 設備備品費

事業化プロジェクトにおいて、コア技術等の戦略パートナーへの技術移転や中小企業等による商品化等に向けた概念実証などを行い、事業化のための次フェーズの資金を獲得し社会的インパクトの大きい事業化の成功事例を創出するためのコア技術等の磨き上げ等に要する設備備品のための経費

- ✓ 事業化を目的としない基礎研究のための経費は認められない。事業プロデューサーと研究者が十分に連携し、事業化に向けた各プロジェクトについてマイルストーンに基づき、出口目標を達成するための経費に限定する。
- ✓ 可能な限り地域で獲得した資金を活用するとともに、「地方創生推進交付金(新型交付金)」や、他の支援施策等の積極的な活用を検討すること。活用する場合は、その旨をエクセル(様式2-10)にも記載すること。

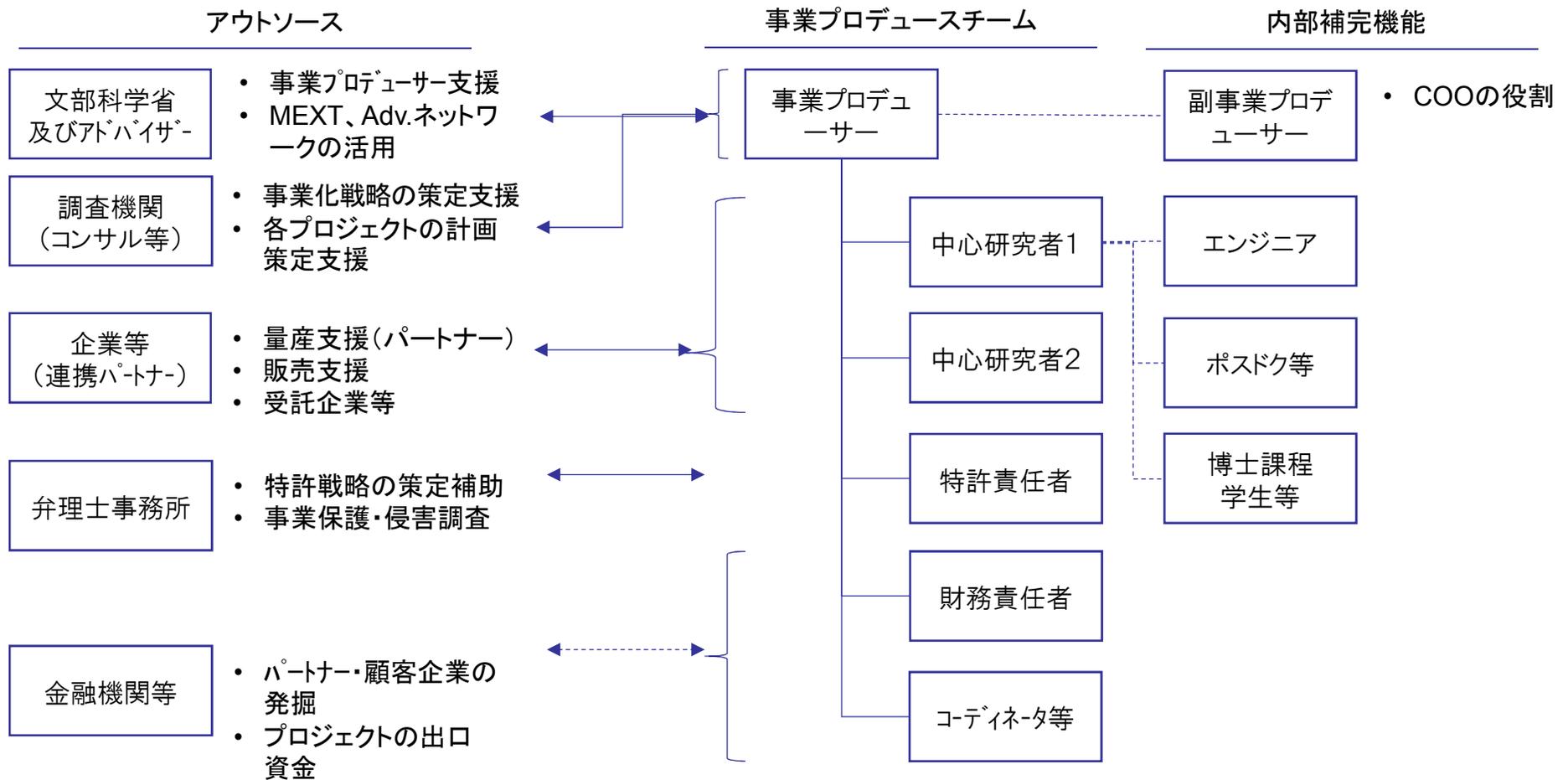
③人件費(P13)

③ 人件費

- a. 事業化プロジェクトにおける招へい研究者の人件費
 - b. 基盤構築プロジェクトにおける、将来の事業化プロジェクトのための招へい研究者、技術支援スタッフ、の人件費
 - c. 事業プロデュースチームを編成するための必要最小限の人件費
- ✓ フリーライダーの回避や、事業進捗・評価に応じた補助金交付額の減額にも対応できる人事・資本計画の必要性、事業終了後の自立的運営等といった観点から、人件費は必要最小限とすること。補助対象経費に対して人件費が相対的に多い場合は、その妥当性を審査する。
 - ✓ 常に最新情報の収集・分析が必要な業務は、人材を雇用するのではなく、「調査等委託費」等を用いて積極的にアウトソースを活用すること。

アウトソース(ex. 調査等委託費)の活用(P14)

- ・ 地域のマネジメントは、事業プロデュースチーム(=マネジメントチーム)だけでは完結しないため、積極的にアウトソースと連携して、地域の成長を実現していく必要があります。
- ・ 特に各プロジェクトごとに想定されるパートナー企業の存在や、顧客企業の獲得等の役割としての金融機関の関与も重要です。



地域負担について(P14)

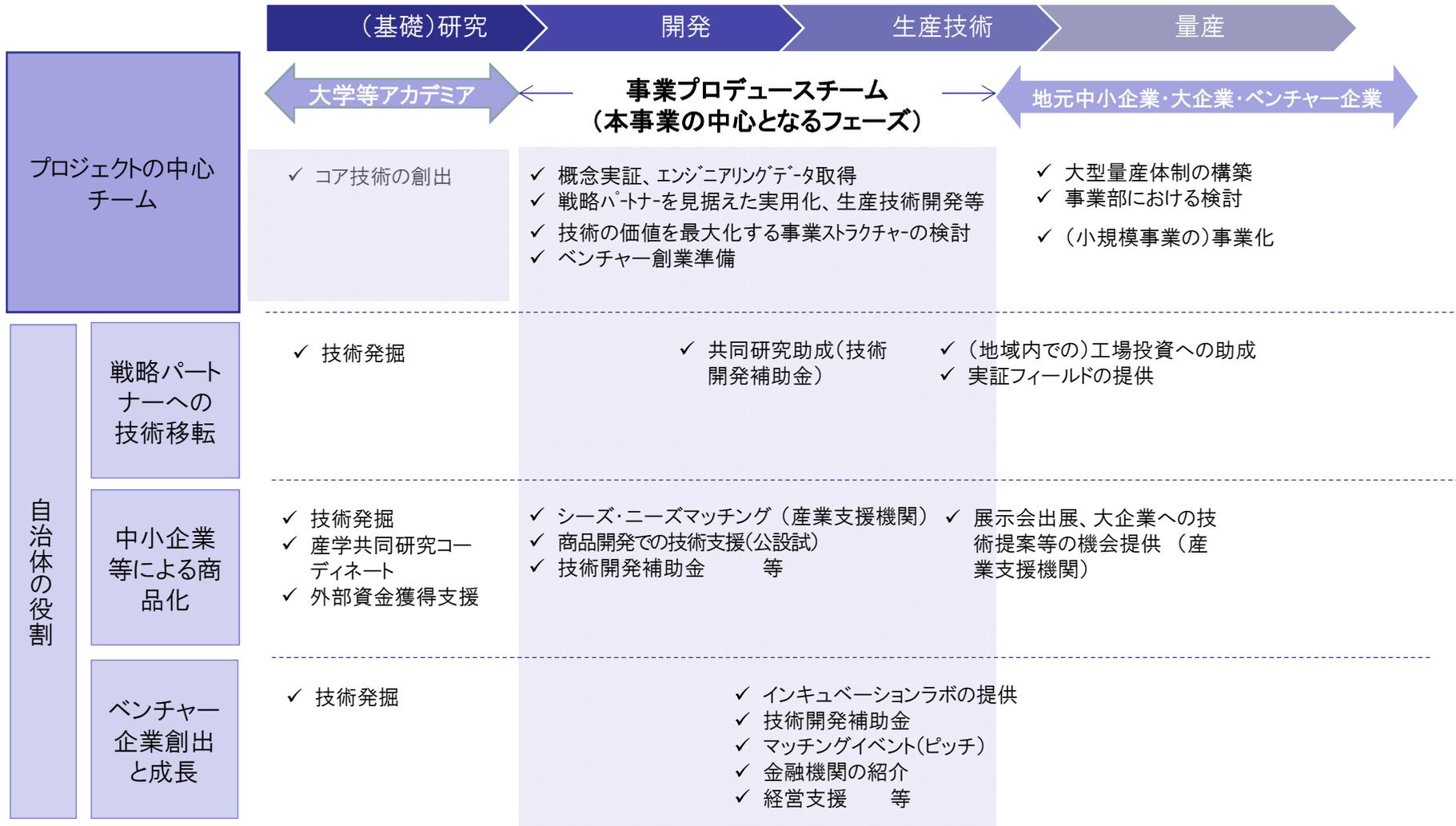
- ・ 地域負担については、マッチングファンド方式により実施し、原則として補助金交付額と同規模以上とし、積極的に導入されることを期待します。 不明なものがあれば、個別に問い合わせ願います。

資金提供者	地域資金に算入できる経費
自治体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業プロデュースチームの人的費その他必要な経費 ・ 研究成果の技術移転・事業化のための研究開発支援費 ・ 研究成果を活用したベンチャー企業の起業、育成支援に係るための経費 ・ 情報発信や産学官連携促進のためのシンポジウム開催経費 ・ 公設試等の自治体の施設・設備の利用等にかかる経費 ・ 事業運営費 など
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の実用化・事業化のための研究開発費 ・ 民間事業者の施設・設備の利用等にかかる経費 ・ 大学等との産学共同研究に従事する者の人的費 ・ 各プロジェクトの進捗に応じて金融機関から拠出される資金 など
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発に係る経費 ・ 事業プロデュースチームの人的費その他必要な経費 など

- ✓ 本事業はマッチングファンド方式により実施することから、地域資金(自治体による資金援助、施設整備及び機器整備並びに民間事業者による研究開発費等)による具体的な取組内容及びその金額について、別紙様式2-10に記載してください。
- ✓ 自治体からの支援は産業振興の観点(補助金、施設整備等)からの支援にとどまらず、住民サービス向上の観点(地域住民を対象とした実証フィールドの提供、健康増進や環境配慮の観点からの製品普及促進、社会インフラ整備における社会実験等)からの支援も幅広く検討の上、記載してください。

自治体等との役割分担と地域負担の例

- ・ 本事業の補助金にだけでなく、積極的に外部資金(地域負担として定義)を活用してください。
- ・ 自治体の様々な支援活動にかかる費用は、地域負担に参入してください。



申請書類の書き方について